

○北信保健衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

(昭和 57 年 3 月 26 日 条例第 13 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

北信保健衛生施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する事項は、中野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年中野市条例第 63 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。